十三、日本産業株式会社に対する件

昭和四十五年（排）第三十二号

排除命令

大阪府八尼市恩智九十八番地の二
日本産業株式会社
右代表者　代表取締役　磯山正次

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　日本産業株式会社は、昭和四十四年一月ごろから昭和四十五年五月にかけて、平日は五十五円、特売日には四十五円または四十円で販売した「牛かつ」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、当該商品は、牛肉を用いたのではなく、馬肉を用いたものである旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、馬肉を用いた惣菜について、牛肉を用いたものであると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

三　同社は、第一項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

日本産業株式会社（以下「日本産業」という。）は、肩書地に本店を置き、金網・ウレタン等の製造業、木製品・ガラス製品等の卸売業および大阪府八尾市本町七丁目十一番十号所在の主婦の店マルショと称する店舗において、食料品・衣料品その他の商品の小売業を営む事業者である。

日本産業は、前記主婦の店マルショにおいて昭和四十四年一月下旬ごろから昭和四十五年五月五日頃までに販売した惣菜について、平日は店頭に「牛かつ五十五円」と表示し、また、特売日には店頭に「牛かつ特価五十五円を四十五円（または四十円）」と表示するとともにチラシに「牛かつ特価五十五円を四十五円（または四十円）」または「松坂肉赤身牛かつ平日五十五円を四十円」と表示して一般消費者に配布した。

しかるに、当該商品は、牛肉を用いたものではなく馬肉を用いたものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、日本産業は、その販売する商品の品質について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する

昭和四十五年十月五日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委　員　有賀美智子

別添写略

委員　高橋勝好

委員　柿沼幸一郎

委員　橋本徳男